

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方

【基本理念】

一こどもまんなか社会の実現を目指して一
こどもが権利の主体であるとの認識のもと、社会的養育を必要とするこどもの最善の利益を実現する。

2 当事者であるこどもの権利擁護

【今後の取組】 【R7の取組】

- 引き続き権利ノートを配付
- 児童相談所職員等の研修によりこどもの権利擁護についての理解促進
- 意見表明等支援事業の適切な実施
- R6に権利ノートを改訂し、一時保護児童や施設入所児童等に配布
- 施設職員、里親等に対する研修を実施
- 意見表明等支援事業を実施

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等

【今後の取組】 【R7の取組】

- (1)市町村の相談支援体制の整備
- こども家庭センターの設置を促進
 - 市町村職員に対する研修実施等による人材育成及び専門性向上
 - 児童相談所の市町村支援児童福祉司による市町村支援の実施
 - ヤングケアラーに関する普及啓発や研修の実施
 - 富山県こども総合サポートプラザにおける市町村との連携
- (2)市町村の家庭支援事業等の整備
- 市町村に対する地域の里親や民間団体等の情報提供
 - 市町村間で職員研修の場などにおいて情報交換、情報共有が行えるよう検討
- (3)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
- 県内2か所目の児童家庭支援センターの設置
 - 運営費の支援
 - 児童相談所から児童家庭支援センターへの新規在宅指導措置委託は0件
- (4)支援を必要とする妊産婦等の支援
- 妊産婦等生活援助事業の実施検討
 - 関係職員への研修の実施
 - 電話やSNSによる相談支援体制の推進
 - 市町村職員に対する地域の里親や民間団体等の情報提供
 - 市町村間で職員研修の場などにおいて情報交換、情報共有が行えるよう検討
 - 県内2か所目の児童家庭支援センターの設置
 - 運営費の支援
 - 児童相談所から児童家庭支援センターへの新規在宅指導措置委託は0件

4 支援を必要とする妊産婦等の支援

【今後の取組】 【R7の取組】

- 妊産婦等生活援助事業の実施検討
- 関係職員への研修の実施
- 電話やSNSによる相談支援体制の推進
- 妊産婦等生活援助事業の実施については、引き続き検討
- 関係職員への研修の実施
- 電話やLINEでの相談支援を実施

5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

【今後の取組】 【R7の状況】

- 人口減少を考慮し、R9で104人、R11で100人を見込む
- (R6末) 122人
- (R7末) 132人(見込)

6 一時保護改革

【今後の取組】 【R7の取組】

- 富山児童相談所の移転改築に伴う一時保護施設の居室の個室化、男女別処遇
- 里親やファミリーホームへの委託一時保護の推進
- 児童相談所の一時保護施設の第三者評価の受審検討
- 移転改築後の富山児童相談所では、居室の個室化や男女別処遇が図られるよう整備予定
- 委託一時保護が可能な里親の確保に努め、委託一時保護を実施
- 高岡児童相談所の一時保護施設において第三者評価を受審

7 代替養育を必要とするこどものパーマナンス保障

【今後の取組】 【R7の取組】

- (1)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築
- 児童相談所におけるパーマナンス保障の観点からのケースマネジメント推進
 - 家庭復帰が困難なこどもは里親やファミリーホームへの委託を積極的に検討
 - 施設入所ケースのアセスメントを行う等、パーマナンス保障の観点からのケースマネジメントを徹底
 - 家庭復帰が困難なこどもは里親やファミリーホーム等への措置変更を積極的に検討
- (2)親子関係再構築支援
- 児童相談所職員の親子関係再構築支援に係る専門性の向上
 - 里親委託後のこどもと里親の愛着形成のための支援の検討
 - 市町村や児童家庭支援センター、里親、児童養護施設等と連携した親子関係再構築支援の実施
 - 児童相談所職員を対象とした親子関係再構築支援に関する研修を実施
 - 里親委託後のこどもと里親への保護者支援プログラムの活用を検討
 - 個別のケースに応じて、市町村児童家庭支援センター、里親やファミリーホームと連携
- (3)特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築
- 特別養子縁組を希望する里親への相談、情報提供の実施
 - 児童相談所長による特別養子適格の確認申立の検討
 - 児童相談所や里親支援機関において特別養子縁組を希望する里親への相談、情報提供を実施
 - 申立件数は0件。引き続き必要に応じて特別養子縁組の適格確認申立を検討

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

【今後の取組】 【R7の状況、取組】

- (1)里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み等
- | | 里親等委託率 | | |
|---------|--------|--------|-------|
| | R6 | R7の見込み | R7目標値 |
| 3歳未満 | 15.4% | 5.9% | 75.0% |
| 3歳以上就学前 | 58.0% | 52.2% | 75.0% |
| 学童期以降 | 19.0% | 23.9% | 50.0% |
| 全体 | 26.2% | 26.5% | 58.0% |
- (2)里親等支援業務の包括的な実施体制の構築
- 乳児院での未委託里親への育児体験等によるスキルアップ支援の実施
 - 里親支援機関が市町村を訪問し、里親に関する周知啓発を実施
 - 里親登録証を発行
 - 乳児院での未委託里親への育児体験等によるスキルアップ支援を実施
 - 里親支援機関が市町村を訪問し、里親に関する周知啓発を実施
 - 里親登録証を発行

12 障害児入所施設における支援

【現状】

- 福祉型障害児入所施設は県内で2か所(黒部学園、砺波学園)
- 2施設ともユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」とはなっていないが、安定した生活環境となるよう配慮

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

【今後の取組】 【R7の取組】

- (1)施設で養育が必要なこどもの数の見込み
- R9(計画中間年)で60人、R11(計画終期)で42人と見込む
 - R6末:90人
 - R7末:97人(見込)
- (2)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
- 施設の取組状況、課題等の把握、支援の検討
 - 施設職員のこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の促進
 - ルンビニ園で分園型小規模グループケアの設置を予定
 - 県リハビリテーション病院こども支援センター隣接地に児童心理治療施設を整備
 - 随時、施設の意向確認
 - 施設職員のこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進(R7)1人
 - ルンビニ園で分園型小規模グループケアの開設
 - 令和9年4月にこども安心センター(仮称)内に児童心理治療施設を開設計画

10 社会的養護自立支援の推進

【今後の取組】 【R7の取組】

- (1)自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
- 調査実施により実情や支援ニーズを把握
 - 富山県こども総合サポートプラザに社会的養護経験者等が情報交換等を行える相互交流の場の設置を検討
 - 富山県社会的養護自立支援実態把握調査を実施
 - 富山県こども総合サポートプラザに社会的養護経験者等が情報交換等を行える相互交流の場を設置(年3回)
- (2)社会的養護経験者等の自立
- 居住費や生活費の貸付けなどの経済的支援の実施
 - 社会的養護自立支援拠点事業のニーズの把握
 - 居住費や生活費の貸付けなどの経済的支援を実施
 - 実態調査や相互交流の場等においてニーズを把握

11 児童相談所の強化等

【今後の取組】 【R7の取組】

- (1)中核市の児童相談所設置設置なし
- (2)児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等
- 富山児童相談所の二拠点体制の整備
 - 研修実施による専門性の向上
 - 職員のこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の促進
 - 一時保護時の司法審査への対応等のための法的対応体制の強化
 - 法的対応体制の強化の検討
 - 国の基準を踏まえた一時保護施設の人員体制の整備
 - 児童虐待事案に関する県警との情報共有システムの構築
 - R7年4月に富山県こども総合サポートプラザを開設。R9年4月にこども安心センター(仮称)を開設計画
 - 児童相談所職員の対応力向上研修等を実施
 - 職員のこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進(R7)1人
 - 一時保護時の司法審査への対応等のための法的対応体制の強化を実施
 - 国の基準を踏まえた一時保護施設の人員体制の整備
 - 児童虐待事案に関する県警との情報共有システムを構築